

セッション5

倒産法及び倒産実務の変化 ー

倒産手続をより効果的・効率的にするための道のり

倒産法及び倒産手続きの変化～倒産手続きをより効果的・効率的にするための道のり

1 総論

我が国の法的倒産手続には、破産、民事再生、会社更生及び特別清算という4種類がある。それぞれ、破産法、民事再生法、会社更生法、会社法の中に規定がある。日本の倒産法制に関しては、平成8年(1996年)に全面改正の作業が開始され、約10年に亘って、順次改正作業が実施された。

まず、破産法については、平成16年(2004年)に現行の破産法が成立し、約80年ぶりにその法制は全面的に改められた(改正ではなく、新規の立法という形式をとった)。

民事再生法は、平成11年に新規立法という形をとって成立した。企業の再建型手続の一般法としては、和議法(大正11年公布)が存在していたが、和議法には、開始原因が狭すぎること、和議の可決要件が厳しいことなど、いくつかの重大な欠陥(等)があり、再建型手続としてその機能を十分に果たし得なかった(和議手続を進めることについて、債権者の過半数を要求する取り扱いなど、高度の機密性を求められることと相容れない実務慣行も存在した)。これらの経緯もあり、和議法に代わるものとして、平成11年(1999年)に民事再生法が成立した。

会社更生法は、平成11年の民事再生法の公布を受け、民事再生法で採用された制度の採用など、会社更生法についても横並びで改正をする必要が生じた。また、実務に合わせて、迅速化・合理化が要求されるようになった。さらに、長期的な経済低迷を反映して、大規模な株式会社の倒産事件が増加し、新たな制度的整備ないし強化が必要となった。そこで、平成14年に旧会社更生法を全面改正し、現行の会社更生法が成立するに至った。

特別清算については、元々、旧商法の中に規定が置かれていたが、平成17年(2005年)の会社法の制定に伴い、特別清算に関する規定も会社法内に規定されることになったが、これを契機にいくつかの改正がなされた。解散後清算中の株式会社のみを対象とする清算型の倒産手続であるが、厳格な破産手続と比較すると、柔軟かつ迅速な処理が可能な制度設計となっている。

次項以下では、このうち、破産、民事再生、会社更生について、効率化の工夫の具体的内容について検討する。

参考：平成22年(2010年)度の倒産事件の新受件数

破産	民事再生(小規模個人再生、給与所得者等再生を含む)	会社更生	特別清算
131,370	19,461	20	365

2 破産手続

(1) 破産法改正における手続の迅速化・合理化・柔軟化の方策

旧破産法では、手続が厳格、硬直的、画一的過ぎるとの批判があったことを踏まえ、手続の選択

肢を用意し、裁判所や破産管財人のイニシアチブに委ねる制度を多く採用するに至った。具体的には以下のようなものが挙げられる。

ア 管轄の拡張及び移送の制度の整備

倒産事件の処理に通曉した破産管財人候補者等の人的資源に恵まれ、処理体制が整った専門部を有する大規模裁判所で手続を進行することが望ましいことが多い。そこで、通常の管轄裁判所の他に、破産債権者の数が1000名以上の場合には、東京地方裁判所、大阪地方裁判所にも管轄を認め、同裁判所への破産申立て、又は移送することができることとした（破産法5条9項、7条4号ロ）。

イ 書面による債権調査の方式の採用

旧破産法下では、調査期日における口頭による異議の方式のみを認めていたが、新破産法では、調査期間を設け書面で行う方式が原則とされ（破産法116条1項、2項）、手続が簡素化・合理化された。

ウ 債権者集会の任意化

従来、債権者集会が開催されても、一人の破産債権者も出席しない事例が少なくなく、開催不要との実務上の指摘があったところである。

そこで、新破産法では債権者集会の招集を任意的なものとし、破産管財人の計算報告について、書面によることもできることとした。ただし、東京地方裁判所では、債権者に対する情報の提供、債権者の手続参加の機会の保証、破産手続の公正・透明性の確保という観点から、全件について債権者集会を開催する運用としている。

エ 簡易配当、同意配当の手続の導入

最後配当に代わる配当手続として、簡易配当、同意配当という2つの類型が定められた。

簡易配当は、除籍期間を短縮（2週間→1週間）、配当公告の不採用、配当表に対する異議の手続における即時抗告の不許等によって、簡易迅速な配当を実現する手続であり、配当可能金額が1000万円未満の場合や債権者から一定の異議が出されなかった場合等に実施される。

簡易配当制度の導入により、破産財団の規模が小さい場合や、破産債権者が厳格な手続を望まない場合に簡易迅速な手続で配当が可能となった。

(2) 実務上の工夫

ア 東京地方裁判所

(ア) 少額管財手続

わが国では、所謂「サラ金問題」等を背景に、昭和57年ころから消費者破産が増加した。それまで、破産申立手続のためには、手続予納金として最低でも50万円が必要であったため、破産申立人に多少の財産があっても同時破産廃止手続が選択されることが多く、それゆえ、手続

に不透明感が残ることが多かった。そこで、東京地方裁判所が考案したのが、所謂「少額管財手続」である（運用開始は平成11年4月である）。

少額管財手続は、代理人弁護士が同時破産は相当でないと判断した事案や、後述の即日面接手続の結果、同時廃止は相当でないと判断された事案の受け皿とすることを想定した管財手続である。少額（具体的には最低20万円）の予納金で申立を受理する代わりに、破産管財人の業務負担がそれに見合ったものとなるように、個々の手続を徹底的に簡素化することで、事案が迅速に終局を迎えるような運用をおこなっている。

現在では、東京地裁破産再生部に新たに係属する管財事件の大半（95%程度。平成23年）が少額管財手続で処理されている。同手続では、①集会と免責審尋期日の同時開催、②予納金の申立代理人から破産管財人の直接的な引き継ぎ、③個人事件における換価基準の設定、④債権届出書の破産管財人への直送、⑤債権者集会での口頭による報告・決定の多用、⑥廃止事件における債権調査の結果発表の留保等の工夫が行われている。

(イ) 即日面接手続

弁護士が代理人となって申し立てる自然人（個人）の自己破産申立事件のうち、問題が無いと認められる事件について、申立当日またはその3営業日以内に行われる面接を通じて同時廃止の処理が可能か否かを判断し、その処理が可能なものについては、面接の当日に破産手続開始決定・同時破産廃止を行う手続。

弁護士受任の場合、速やかに各債権者に対し代理人として受任した旨の通知（介入通知）を行うとともに債権調査を行うのが通例であること、多くの申立代理人は債務者と面談した上、十分な調査を尽くし、必要な事実を申立書及び陳述書に記載しており、裁判官との面接でも質問について適切な回答ができるという、弁護士への信頼が、当該制度の基礎にある。

ちなみに、現在では、東京地裁における全同時破産申立事件の98%以上が即日面接手続で処理されている（平成23年）。

(ウ) 裁判所からの情報発信

より効率的、効果的な破産手続の遂行を企図していると考えられる取り組みとして、東京地裁では、申立代理人向けの「即日面接通信」を不定期発刊し、裁判所内に備え置いたり、「破産管財人の手引き」等の書籍を発行したりして、申立てにあたっての同時廃止事件と管財事件との振り分け基準等を始めとする情報の発信・周知に努めている。

3 民事再生

(1) 民事再生法の制定

旧来の再建手続の一般法であった和議法に関しては、①開始原因が「破産の原因たる事実ある場合」とされ、手続開始原因が遅すぎることで、②和議申立時に、債権者への弁済条件を内容とする「和議条件」を提示することが要求され、結果として、十分な根拠を持たない和議条件が立案されがちなこと、③出席債権者の過半数・総債権の4分の3という和議可決の要件が厳格に過ぎること、④

和議が成立しても和議条件の履行確保の方法がない等の問題点が指摘されていた。加えて、東京地裁では、申立の受理要件として、債権者の過半数が和議手続による処理に同意していることを挙げていたが、和議手続を執り行うこと自体、高度の機密性が要求されることと相容れず、実務的にはその使い勝手の悪さが、かねてより指摘されていたところである。

この点、平成12年（2002年）4月1日に施行された民事再生法では、上記の和議法の問題点を踏まえた規定が設けられている。そのうち、効率化（迅速化）・合理化の観点からの改正されたポイントは次のものが挙げられる。

ア 再生手続開始原因

再生手続を開始する原因として、「破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれのあるとき」及び「債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないとき」（民事再生法21条）と規定された。破産手続開始原因と同等の要件を要求せず、破産原因の生ずる「おそれ」で足りるものとして、早期の再生手続の開始を可能にしている。

イ 債権者集会の任意化（法114条）、債権調査期間制度（法102条、103条）、書面決議制度（法172条）の導入

従来から形骸化していた手続を合理的に改変したものである。ちなみに、東京地裁の実務では、再生計画案の承認を行う債権者集会は、裁判所の付議決定を経て必ず開催しており、また、後述の事業譲渡における債権者の意見聴取（法42条2項）は、債権者集会ではないものの、意見聴取集会を原則として開催する運用がなされている。

ウ 再生計画の可決要件の緩和

債権者集会における出席再生債権者の頭数の過半数と全再生債権者の議決権総額の2分の1以上（法171条4項、172条3項）とされ、前述の和議手続における可決要件を大幅に緩和している。

エ 裁判所の許可による事業譲渡（法42条）

事業の経済的価値が劣化する前に、迅速にM&Aの手法による事業の再建を可能とするため、再生計画認可前に、裁判所の許可を要件として営業譲渡をすることができると規定した（所謂「計画外事業譲渡」）。

オ 履行の確保

民事再生法は、再生債権者表の記載に確定判決と同一の効力を与え（法180条）、再生計画が遂行あるいは遂行が確実になるまでは手続は終了せず、監督委員が選任されている場合（東京地裁では、原則として、全件で監督委員を選任している）手続開始から3年間は、監督委員による監督を継続させる（法188条）など、再生計画の遂行を確保する諸規定を設けた。

カ 個人再生手続

通常再生手続は、本来中小企業の再建を想定している手続であるため、個人債務者が利用するには負担が重いことから、民事再生法は、個人再生手続として①小規模個人再生手続及び②給与所得者再生手続を設け、簡易迅速な個人再生を可能としている。

(2) 実務上の工夫

実務上効率化（迅速化）・合理化を図る上で、次に挙げるような取り組みがなされている。

ア 東京地裁破産再生部（民事20部）の標準スケジュール

迅速な手続を実現するため、東京地裁破産再生部（民事20部）では、申立から認可決定に至る進行予定を定めた標準スケジュールを公表し、同スケジュールに沿った運用をしている。具体的には、申立から開始決定まで概ね1週間程度、申立から債権者集会及び認可決定までは5カ月というのが、標準スケジュールである。

ちなみに、大阪地方裁判所でも、同様に標準スケジュールを設定しているが、こちらでは、申立から債権者集会及び認可決定までは171日とされている。

イ 計画外会社分割

ウ スポンサーのプレ選定

これらはいずれも、後述する会社更生と共通の問題点があるので後述するところに譲る。

4 会社更生

(1) 会社更生法の改正

昭和27年に制定された旧会社更生法は重厚かつ長大な手続であり、柔軟性に欠け、多大な時間とコストがかかっていた。そこで、増大する倒産事件に対する実効的な倒産処理を可能とするべく、手続の迅速化、合理化、再建手法の強化を目的として改正会社更生法が平成15年に施行された。

手続の効率化（迅速化）・合理化という観点からの改正の主なポイントは次のとおりである。

ア 会社更生手続の開始要件の緩和

(ア) 旧法

旧会社更生法では、「更生の見込みがないこと」を申立棄却事由としていた。

(イ) 改正法

旧法の「更生の見込みがないこと」に代え、「事業の継続を内容とする更生計画案の作成若しくは可決の見込み又は事業の継続を内容とする更生計画の認可の見込みがないことが明らかである」場合を申立棄却事由とした（法41条1項3号）。旧法は、更生手続を開始するか否かに当たり、「更生の見込み」という実体的・経営的判断を裁判所に求めており、これが更生手続の開始の遅延を招いているとの批判があった。そこで、改正法は手続的事項を判断の対象とすることによ

り、手続開始段階における迅速化を図った。

イ 更生手続開始時における時価による財産評定

(ア) 旧法

更生手続開始時の継続企業価値によるものとされていた。

(イ) 改正法

更生手続開始時による時価によるものとされた(法83条2項)。継続企業価値の方法による財産評定は、具体的な評価基準、算定方法が曖昧であり、これに関する係争を惹起しやすく、結果として、手続の迅速性を害するとの批判があったことから、客観的な評価基準を採用した。

ウ 更生債権・更生担保権の調査及び確定手続の合理化

(ア) 旧法

更生債権及び更生担保権の調査・確定については、裁判所の定めた一定の期日に利害関係人が集まり、届出のあった更生債権・更生担保権の内容について異議を述べあい、権利の内容等に争いがあるものについては確定訴訟による確定を図るものとされていた。

(イ) 改正法

管財人が作成する認否書及び更生債権者等の利害関係人が作成する書面による異議に基づいて調査が行われる。権利の内容等に争いが生じた場合も、まずは簡易な査定手続によることとして、調査・確定手続の合理化・迅速化を図ったものである。特に争いのある権利については、第一次的に簡易な決定手続により権利の内容を判断することにより迅速化を図った。

エ 更生計画案の提出期限の設定

(ア) 旧法

「更生債権及び更生担保権の届出期間の満了後裁判所の定める期間内」と規定するのみで、明確な期限設定は存在しなかった。

(イ) 改正法

更生計画案の提出期限の上限を「更生手続開始の日から1年以内」に設定された(法184条)。もちろん、更生計画案の早期提出を促進するための改正である。

オ 更生計画可決要件の緩和

(ア) 旧法

更生債権者の組においては、議決権総額の3分の2が同意することを要するとされ、更生担保権者の組においては、(更生計画が期限の猶予を定める場合は)議決権総額の4分の3以上の同意を要するとされた。

(イ) 改正法

更生債権者の組においては、議決権総額の2分の1を超える同意することを要するとされ、更生担保権者の組においては、(更生計画が期限の猶予を定める場合は)議決権総額の3分の2以上

の同意を要するとされた。旧法の下では、可決要件が厳格に過ぎたため、管財人が関係者から同意を取り付けるために多大な時間を要し、結果的に更生手続を遅延させているとの指摘があったことから、要件が緩和された。

カ 更生計画による弁済期間の制限

(ア) 旧法

認可決定から20年を超えてはならないとされていた。

(イ) 改正法

上限を原則として15年に限定した(法168条5項)。旧法での20年という弁済期間の上限は、現在の経済社会の実情に合わず長きに失し、またこのような長期の更生計画の遂行可能性を判断することも困難であることから、改正がなされたものである。

キ 更生計画によらない営業譲渡(計画外事業譲渡)

(ア) 旧法には規定が存在しなかった。

(イ) 改正法

更生計画認可前においても、裁判所の許可を得て事業譲渡が可能であることについて規定を新設した(法46条)。更生手続内での事業譲渡を原則としつつも、事業価値の劣化を防止し、早期に事業譲渡をする必要があることに鑑み、一定の要件の下で更生計画によらない事業譲渡を明文で認めた。

(2) 実務上の工夫

その他、実務上効率化(迅速化)・合理化の取り組みとしてなされている工夫としては以下の点を挙げることができる。

ア DIP型更生手続

現経営陣が、会社更生を申し立てた後も、引き続き経営陣として残ることを予定する会社更生手続をいう。

(ア) 導入の背景

従来型の会社更生手続においては、申立てがされると現経営陣は退陣し、裁判所が選任する弁護士が保全管理人(開始決定後は管財人)に選任され、会社の事業運営を行うことが前提とされているため、申立が躊躇され、申立後も事業運営に支障が生じるという問題があった。

そこで、現経営陣が引き続き会社の事業運営をすることができるようにすることで、現経営陣が躊躇せず申立をすることができ、申立後の事業運営にも混乱が生じないようにして早期の事業再生を図ることを可能にしたのがDIP型会社更生手続である。

(イ) 法的根拠

会社更生法67条3項が条文上の根拠となる。ただ、改正会社更生法が施行された平成15年4月1日から、同20年までの間、DIP型会社更生が実際に利用されることはなかった。この

原因としては、①会社の経営者は、経営権を維持することに固執すること、②経営者は、法的整理手続を利用することで取引先などが離れ、事業価値が著しく毀損すると考えて更生手続の申立てを躊躇すること等にあった。

このような状況下、平成20年12月、東京地裁民事第8部（会社更生手続を主宰する部である）が裁判所の運用として、DIP型会社更生を認めることを明確に打ち出した（難波孝一他「会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開」通称「難波論文」）。早い段階での法的整理の利用を促すことによって、事業価値の毀損を防ぎ、事業再建の確率を高めて利害関係人の満足を最大化するという観点から、一定の要件を具備した事案では、DIP型会社更生を認める運用が開始された。ちなみにDIP型会社更生が認められる要件としては、次の4要件が必要とされる。①現経営陣に不正行為等の違法な経営責任の問題がないこと②主要債権者が現経営陣の経営関与に反対していないこと③スポンサーとなるべき者がいる場合はその了解があること④現経営陣の経営関与によって会社更生手続の適正な遂行が損なわれるような事情が認められないこと

これを受けて、平成21年から、DIP型会社更生の申立てが相次いだ。

(ウ) 特徴

以下のような特徴があるものとされている。

i 事業価値の維持

ii 商取引債権の保護

iii 株主権の維持の可能性

iv 監督委員兼調査委員の選任

v 迅速化（DIP型会社更生手続の標準的なスケジュールは、更生手続開始決定から更生計画認可決定まで約6か月であり、約1年間とされる一般の会社更生手続と比べ、スピードアップが図られている）

イ スポンサー選定手続

(ア) スポンサー選定の要請

会社更生・民事再生手続を問わず、再建を目指す会社にとって、スポンサーを選定することが初めから義務付けられているわけではないが、自主再建の場合には会社の収益の中から弁済を行うため、弁済期間はしばしば長期間に及ぶ。債権のカット率についても、会社の将来収益という変動可能性が高いものと連動するため、その返済計画の変更可能性も高いと言える。

スポンサーを選定することで、弁済資金を初めとした資金供与を受けることができる。一般にスポンサーからの買収金額の支払は一括弁済とされるので、結果的に早期弁済が可能となる。また、入札形式によりスポンサーを募集すれば、買収金額の経済合理性の検証も比較的容易となる。

(イ) スポンサーのプレ選定

事業価値の劣化を防ぐため、スポンサー選定は迅速に行う必要がある。これをさらに推し進めたものとして、申立前にスポンサーを予め選定した上で行う「プレ選定」がある。スポンサーによる信用補完（顧客離れや事業価値の毀損を防止）や迅速な事業再生を可能にするといったメリットがある一方で、拙速なスポンサー選定となってしまう、債務者企業とのシナジーが僅少であ

ったり、より有利なスポンサーが申立後に出現する事態となって收拾が難しくなったり、DIP型会社更生などの場合、DIPによるスポンサー選定に対する債権者からの信頼を確保できるか微妙であるといったデメリットがある（とりわけ、スポンサー選定のやり直しのリスク）ため、実際には、予めスポンサー候補と交渉をしておく（選定の準備のみ）、「プレネゴシエーション型」と呼ばれるケースが多いとされている。

ウ バンクミーティングの早期開催

債権者（主として金融機関債権者）に対して初期の段階から更生計画に関する説明を実施し、債権者の意向をフィードバックしながら更生計画を作成することで、迅速な更生計画案の策定を図ることができる。

5 公認会計士の立場から見た倒産手続の効率化

倒産手続において弁護士と協働する公認会計士にとっても、基本的には倒産手続に対する十分な知識と経験を基にして、個々の作業を効率化することが求められる。以下、実務プロセスの様々な局面での、効率化に向けた工夫について説明する。

(1) 申立準備段階

ア 業種業態の把握・現状分析と資金繰表の作成

申立時に初めて対象会社に関与することになったとしても、現状の資金繰りの状況をヒヤリングすることにより現状の把握を行い、その上で、法的手続を申し立てた場合の影響を反映した、法的手続前提の資金繰表等をどれだけ短時間に作成できるか。

倒産手続についての知識と経験が求められる局面である。

イ ネットワークの活用

必要に応じて、資金調達先やスポンサー候補者の準備を行い、DIPファイナンス等の緊急時の対応の準備を行っておくことが求められる。

不動産の査定や鑑定、売却手続、ファイナンシャルアドバイザーへの早期の声掛け等、案件に応じて、ネットワークを活用した作業分担を行い、手続全体の効率化を図る。

倒産手続に係る専門家等のネットワークが求められる。

ウ 既存の顧問税理士等との協調

倒産手続に対する理解と経験、過去の粉飾決算への関与状態等を把握し、継続して依頼することが効率的かどうか等の判断を行う。

倒産手続における税務処理等は、特殊な知識であるため、不慣れな専門家に継続的に依頼することが必ずしも効率的でないことが多い上、破綻企業はしばしば粉飾決算等をおかしている場合もあり、従前の顧問税理士等を継続依頼することがむしろ好ましくない場面もあり得るが、他方で、過去の納税の還付請求等を行う局面において、従前の専門家に対して、最低限協力を求める

必要が生じる場合もある。

(2) 開始決定時決算、月次決算

ア 開始決定時決算と債権調査準備

例えば、民事再生手続の場合、月中に開始決定が出る場合が多いので、早い段階で、開始決定時の決算をどこまでの内容で実施するかを協議しておく必要がある。資産は財産評定作業を踏まえて効率的な決算作業を行い、負債については、債権者への開始決定通知の発送や債権調査、自認債権の確定等、かなり精緻な作業を行っておかないと、後々の作業が非効率になる可能性がある。未計上債務の存在等について十分な確認を行っておくことが、将来の効率化につながると言える。

イ 月次決算

裁判所に対する月次報告に添付する資料の作成について、中小企業では月次決算を行っていない会社も多いので、申立後は、月次決算体制を会社に構築して、期限内に月次報告用の資料の作成を確実なものにしておく。

(3) 財産評定

ア 評定方針

財産評定作業は、民事再生、会社更生、いずれの手続でも必要となる作業であり、公認会計士が執り行う最も重要な業務の1つである。事業再生業務に関与する公認会計士としては、一般に周知されている財産評定基準を反映した評定方針を準備しておいて、各会社の業種の特徴や勘定の内容に合わせた部分的な修正で対応できるようにしておくことが重要である。

イ 入力作業

エクセルによる定型フォーム（連動様式）を活用し、少ない入力で清算貸借対照表等の提出書類が容易に完成できるようにしておく。

また、一か所修正しないといけない時に、あわせて、何か所も修正を行わなくても済むように、一か所修正したら全体がすべて連動して修正されるような式の入力を行って作業の効率化を図っておく。

(4) 事業計画の作成、タックスプランニング

ア 事業計画の作成

ポイントを押さえたヒヤリングの実施等に加え、計画案提出までの短期間において、効率的に事業計画の作成が可能なようなエクセルの表の準備等をしておく。

また、事業再編やスポンサーの投資方法等の決定については、税金面の検討や法律的なスケジュール等、様々な検討項目が存在するので、経験からのアイデアの創出と、知識からの短期間で確実な内容のチェックが求められる。

イ タックスプランニング

税法の最低限の知識（再生税制、再編税制、グループ法人課税等）はもちろんのこと、それを具体的に展開できる経験が必要になる。

(5) 弁済計画の作成

ア 弁済シミュレーション及び弁済計画表作成シート

事業再生事案では、時々刻々、事業環境など債務者をめぐる状況が変わり得る。このような状況変化においても、的確に弁済計画の策定、改訂などの作業が行えるように、債権者一覧表をエクセル展開し、金額区分別の弁済率を入力すれば、弁済総額、各債権者の弁済額、傾斜弁済のシミュレーション等がエクセル上で可能なようにしておき、弁済シミュレーションから、再生計画案添付の別表（再生債権弁済計画表）までが、容易に作成できるようにしておく。

イ 債務免除益課税と弁済率

日本の税法では、再生計画や更生計画によって債務免除を得れば、相応の債務免除益が発生し、これに法人税が課税される。弁済計画における弁済シミュレーションにおいて、弁済率の目安が計算されるが、その弁済率に応じて生じる債務免除益の課税上の対策について、各種レパトリーを持っておいて、状況に応じた対応方法を速やかに提案していくことが必要となる。